

別紙1 県立施設の施設間連携についての考え

施設名	三重県の文化振興を進めるといふ観点で、同種施設または他分野施設、他の県施設や市町・民間施設等との間で連携を進めることについてのお考え
三重県立博物館	<p>各施設・機関がその専門性・強みを活かして相互に補完、相乗性を促進する上で、今後、施設・組織間連携の必要性は高まるものと考え。このため、連携しやすい仕組みづくりや、予算措置が必要である。</p> <p>連携強化を図る一方で、個別の連携事業に於いて中心となる施設・機関を特定するなどの役割分担を明確化する必要もある。</p> <p>特に市町との連携については、個々の連携事業に即して、県・市町間での主体性や支援の在り方などの役割を整理する必要がある。</p> <p>なお、今後の検討では「文化振興を進めるといふ観点」という枠組をはずして考えてみることも、一つの方法ではないか。</p>
斎宮歴史博物館	<p>この種の文化関係施設は、県職員ですら行ったことがない、という人が少なくない。県民全体でいえばなおさらである。そういう人たちに対しても、多様な企画があれば見学を動機付ける機会が増えることになる。その意味で他組織との連携により、館の活動に幅が出ることは好ましいことである。</p> <p>一方、他組織との連携による出張広報は、本館の存在を知らせる意味でも有効な手段であるが、施設自体の人員が手薄になり来館者サービスが低下する危険性や、貴重資料の運送を行うための経費が望めない現状では、ある程度限定された範囲でないと実施は難しい。</p> <p>特別予算による県外の施設や組織と連携しての展示公開事業の推進なども、県の文化振興事業の対外アピールとしては効果的なものであるが、人的・予算的な支援体制がないと現状では厳しいものがある。</p>
三重県立美術館	<p>この種の連携事業は、先ず連携すべしという上からの発想ではなく、県民の意識、各施設の専門性と自主性、各施設固有のイメージを尊重して進めることが必要。そのことは、過去に試みられた連携事業の中で、各施設の自主性と専門性、内容や発想に無理があるもの、県民が魅力を感じない事業は淘汰され、必然性が認められる事業だけが存続していることから明らかである。また、毎年予算と人員が削減される状況では、事業量の増大を目指すことは適切ではない。必要な予算と人員が確保されることはもちろん、様々な条件がある中で各施設の本業がおろそかにならないように、本務と連携事業との適切なバランスに配慮することも必要と考える。</p>
三重県立図書館	<p>現在県立図書館は、「新しい県立図書館像」（「県民の自己実現を支援する『知識と情報の拠点』」）の実現を目指し取り組みを進めているが、その中心に、県の文化振興にもつなげる県民への4つの支援（情報収集支援、学習支援、交流支援、成果活用支援）を位置づけている。</p> <p>この取り組みを進めるためには、PRなど図書館が自ら取り組むことのほか、他の施設との連携も必要であると考えていることから、今後とも他施設との連携に取り組んでまいりたい。</p>
三重県総合文化センター	<p>多様な施設と協働・連携することで、事業団体では成し得ない効用を発揮でき、県内全域での事業展開を図る上で、市町文化施設や文化団体等多くの文化の担い手と連携・協働することは極めて重要であると考えています。</p> <p>文化会館では、県内各地の文化施設や学校等で、公演やワークショップを開催することで、子どもへの活動への認知や関心を高め、事業参加者の裾野の拡大を図るとともに、市町文化施設とは共催や公演の共同招聘等、いろいろな連携策を推進します。</p> <p>男女共同参画センターでは、あらゆる分野での男女共同参画の浸透を目指して、過去の実績で構築された関係性を活かし、様々な事業において関係機関はもとより各種団体等との連携・協働を充実します。特に、新規連携先を拡大するとともに、企業とのネットワークの構築に力を入れていきます。</p>
三重県生涯学習センター	<p>幅広い生涯学習関係機関との連携を強化し、引き続き多様な学習機会と交流の場の提供をするために、また生涯学習ネットワークの強化を図るために、他施設との連携が必要であると考え。</p>
三重県熊野古道センター	<p>連携によるメリットもあり、また文化振興という観点からも連携は進める必要はあるが、指定管理者に管理運営を委ねていることから、事業実施に当たっては、指定管理者との調整が必要となる。</p>
三重県埋蔵文化財センター	<p>埋蔵文化財の発掘調査及びその研究・報告については、埋蔵文化財センターの独自業務であるが、その後の出土品等の資料の公開活用業務や専門分野に知識を有する職員などの人的な資源の活用に関しては、各施設間との業務連携を進めることに積極的に対応していきたい。ただし、当センター保管の資料を他施設等で公開活用するにあたっては、文化財として適切に扱われることを原則とする必要がある。</p>